

校訂「休否録引」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 明治大学教養論集刊行会 公開日: 2016-09-30 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 小財, 陽平 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/18135

校訂「休否録引」

小 財 陽 平

西山拙斎編纂にかかると『休否録』（寛政二成立）は、田沼意次政治を批判し、松平定信の新政をことほぎ、寛政の改革が道半ばで挫折しないよう警戒する意図を込めて、同心の儒者に呼びかけ制作された漢詩集である。『休否録』は、廣常人世編『西山拙斎全集』第二巻（鴨方町、二〇〇六年）にて翻刻・紹介されている（以下「全集本」）。これは宮内庁書陵部所蔵本を底本としたものであるが、少許の誤刻が見られるほか、諸本に関する調査はまだまだ行われていないようである。以前、筆者は「休否録の世界」（菅茶山とその時代）新典社、二〇一五年）において『休否録』の概要とその文学史的意義について論じたことがあったが、やはり伝本に関する知見を提示することはできなかった。私見によれば、『休否録』の伝本としては、少なくとも以下の十三点の所在が確認され、それぞれ作品配列や文字等に若干の相違が見られる。

- ① 茨城大学図書館菅文庫蔵本
- ② 関西大学総合図書館蔵本

- ③ 『奇文欣賞』（明治元序・刊本）巻五（「休否録引」のみ）
- ④ 九州大学中央図書館雅俗文庫蔵本
- ⑤ 九州大学中央図書館萩野文庫蔵本（「休否録引」のみ）
- ⑥ 宮内庁書陵部蔵本（「全集本」親本）
- ⑦ 桑名市立中央図書館蔵本
- ⑧ 静嘉堂文庫蔵本（「休否録引」のみ）
- ⑨ 尊経閣文庫蔵本
- ⑩ 都立中央図書館蔵本
- ⑪ 内閣文庫蔵本
- ⑫ 二松学舎大学図書館蔵本
- ⑬ 『文韜叢書』（「休否録引」のみ・未見）

これら諸本を校訂する作業は、『休否録』を研究する上で不可欠だといえる。とくに文字の異同が見られるのは、田沼の没落から定信の改革にいたる一連の流れを纏述した「休否録引」（序文）である。そこで、本稿では「休否録引」の校合および本文校訂を行う（ただし、③『奇文欣賞』については、編者によっていちじるしい文言の改変が行われているので、校合の対象には含めなかった。また、⑨尊経閣文庫蔵本については、汚損により十分な検討を加えられなかった。⑬『文韜叢書』は寓目する機会を得られなかった）。続いて諸本に関していささか私見を述べたい。

なお、底本には「全集本」と比較しやすいよう、⑥宮内庁書陵部蔵本を使用した。が、諸本によって校訂し、異同のあ

る箇所を逐一注記した。校訂本文には適宜、句読点などを加え、漢字は通行の字体に改めた。ただし、意味などに混乱が生じる場合は、正字を用いて区別した(芸・藝、欠・缺、余・餘など)。闕字などは省略した。原文では割注で記されている箇所は、角括弧〔 〕で括った。

【本文】

休否録引

緑天外史某謾撰

故大將軍浚明公之立、田沼意次自宮僚承寵、累遷為執政。委任日渥〔称主殿頭。原秩六百石、累增至五万七千石。受封遠州相良、營築新城焉〕、長子意知為參政〔称山城守。秩二万石〕。父子握權顯政、刑賞予奪、一出其門。閹老大臣、充位受成而已。列卿群僚皆趨下風。或昏姻相結、或依違取容。中外居顯要者、概其姻婭子弟。蟻附蠅趨之徒、群小充斥、佞幸盈班。家奴井上某〔称伊織〕・三浦某〔称庄司〕亦張威福、弄政柄、朝士列侯莫不与之締交爭迎焉。由是苞苴公行、紀綱大紊、僭奢成俗、廉恥掃地。群國承風、姦猾乘時、皆以阿諛為賢、培克為能。征課益急、訟獄愈繁、竟至私室富而國用乏、糶政行而民力窮。人怨神怒、不可勝紀。天麥地妖、率無虛歲。識者窃慨焉〔天明癸卯七月、信州淺間岳發火、飛石累日、赤地數百里、聲驚千里外。東都雨灰沙數寸。先是某年某月、薩州桜島、火湧沙漲。压死數百人。某年元月元日、雷火焚預州松山府子城、延燒數百戶。丙午元旦、日食皆既。其秋、關東大水。溺死數千人、漂禾幾万頃。及諸州、連歲飢荒。此其最大者〕。天明甲辰四月、旗下衛士佐野政言〔称善左衛門。秩五百石〕殺參政意知于殿廷。廷議賜政言死絕世〔佐野之變、或曰私怨、或曰公議。雖事不可知、都人士大快之。趨酌其墓者、旁午填街。有司禁之而弗止。及葬意知、輜車所過、瓦石亂擲、会葬者委頓。吁、民心向背、於是亦可見矣。但故大學頭林信徵撰參政碑文、極頌其父子盛德。至曰天胡不仁、殲斯良人、識者嗤之。意次方廢、有人窃踏其碑云〕。意次執政故如。更增秩祿、恩權隆赫、侈暴滋

甚。巷議洶涌、輿誦紛紜。丙午八月、公疾病。乃罷意次、就第禁朝請。「位次仍班雁署。相伝、公飲意次所薦侍医某葉、而疾加劇。乃免怒黜意次。由是外議恟恟、謗譏日興。列相群侯恐連坐、往々離昏絶因。其下效尤者多。炎涼反復、時人鄙之」、削侍中稻葉正明爵秩「称越前守。意次之党、用事者。秩一萬石。今削三千石、除侯籍」。九月、公薨、太子嗣立。天皇賜命為大將軍。是為今公「公小名豐千代。更名家齊。迺宗室一橋君之子。於故大將軍為從子。安永某年、故太子孝恭公、暴薨無嗣。於是朝議迎之、立為太子。或謂此举意次与有力焉」。初政首除間架錢而已。其餘法制、一仍旧貫「意次為相殆二十年。如造惡幣、增務場、重征課、急誅求、募墾田、抑冤獄、納賄賂、党姦偷、鬻官爵、媒侵奪之類、不可概举。紛紜举措莫非背公营私、瘠民肥己。最後建義、遍括天下戶口、賦間架錢。号为融通貨財。毋論農工商賈、即僧道巫祝有田宅者、皆不免焉。令下、海内為之嗟怨。亡何、意次免相、事寢不行。都鄙相慶。及白川侯居政府、凡為民害者、剗革略尽。海内之民、欣欣鼓舞、甚於更生云」。是秋、諸州有水。年穀不登。至丁未、春夏淫雨傷麥。編氓荐饑、菜色載路。姦商貪利閉糴。穀價日騰、錢貨日賤、而民之塗炭極矣。有司坐視、莫之能拯「諸州米價、自春沸騰日甚。至仲夏、斛率百五六十匁。京師浪華至二百二三拾匁。東都則三百餘匁。而猶閉糴不發。穀價之貴、前代所未曾有也」。於是窮民蜂起、毀屋破廬、日以讎貪胥報奸商為事。郡邑所在、繹駭相踵、邸報星馳、莫不震驚「七道諸国至浪華城、往々同時騷擾。独京畿恬然。窮民數千、環集皇居、四門羅拜、祈年而已。有富室某。釀金為粥于路、賑餓者、自三月至八月云。嗟乎、輦轂下、皇化所霑、寬柔成俗久矣。豈諸州之所能及哉」。而東都之擾尤甚。五月廿一日、結党數十萬人、嘯聚作乱、撞壞都下米商及富家、奪食數千戶、三日三夜弗止。官命市令衛卒禦之、反為所敗。訛言將逼執政諸第。至宮城戒嚴、藩邸閉閤。陳具之變、殆不可測也。朝議乃免内帑金二万兩米六万苞、以賑貸之。且募富豪巨室、損貲相救。有閉糴免党者。有唱乱逐捕者。並皆下獄。由是群党稍散、都民未定。廿九日、罷市令曲淵景漸「称甲斐守。秩千六百石。在職十九年」。以其請賑糴、釀成是禍也「東都有南北市令。輪次聽政。南令曰山村信濃守良旺。是時北令曲淵氏直月、且為久任老練。」

故独蒙譴責。然輿論頗不平之、併譏山村氏。尸素幸免云。六月八日、特召知巢事伊奈忠尊、進爵賜稱、專行救恤「原称半左衛門。秩三千九百石。世為關東郡代官。惠政治民。去秋懷襄之變、治水有功。賴之救活者數千人。今拜朝散大夫、賜称撰津守。而民間仍呼故称不改。如張万福事云。十日、拳石河政武為市令、平反訟獄「称土佐守。秩千五百石。嘗為京師市監有政績。田氏盛時、被黜家居。年已七十。方有是命、即日請逐屬吏貪猾者數人。衙班肅然。其聽獄也、断決如流。門無滯冤。吏民畏而愛之。咸称神明云。十九日、擢白川侯源定信為執政、位居列相上「初称上総介。今称越中守。宗室田安先君之子、有德公之孫。而於今公為從叔。故將軍時、白川老侯定邦、請為儲嗣、紹封、秩十一万石、叙爵四品、今加侍從。自幼賢明好学、嘗求言錄、国本論數篇。其經家国、恭儉仁恕、寔為宗藩儀表云。年僅三十」。三賢彙進、皆慰人望也。或云、宗藩三家胥議薦之「尾張侯、紀伊侯、水戸侯、世号三家。今並有賢德。時人欽仰。併与白川侯称宗室四賢。尾紀二公、故常更之國。以將軍幼冲、中外多事、請留東都、夾輔公室。共和之政、皆可觀云。於是告諭中外、革宿弊、布親政、去奢昭儉、易暴以仁。行之纔浹旬、都鄙安堵、朝野改觀。七日、泉侯本田忠籌為參政「称彈正少弼。秩一万五千石。為人清儉有器度。白川侯嘗嘆服之。後增秩五千石陞列相。位亦在列相上。八田侯加納久周為郎中令「称遠江守。秩一万石。皆有民望者。亡何、市令石河氏卒。以柳生久通代之「称主膳正秩六百石。其他官属稍々汰姦簡良。十月二日、治故相意次罪、幽之別莊、削其爵秩、收其城邑「先是削二万石。今又削二万七千石、相良城浪華邸、皆命毀之。令嫡孫龍助承祀、賜秩万石、奉朝請。蓋以前朝寵臣故從寬典「戊申七月、意次幽死。年六十九。家貨數巨万、百爾珍宝器財、是称。居第列館、窮極奢麗、而猶侵漁不已。四方貢獻賂遺、皆先輸上第。故童謡有田君豈敢望、且願為公方之語。公方謂大將軍也。家奴富強亦埒公侯。其權寵滿盛、古昔未有也。常憲公時、柳沢吉保、見嬖為相、權傾内外、諸侯趨附。輿論或以彼此。然想當時未聞豪僕威權有若井上三浦輩也、則其勢焰張灼、殆浮于柳沢氏云。諸附依者、聞老列侯以至府尹県令、後先免黜數十人、間有竄流絶祀者「大老彦根侯井伊直幸、称掃部頭。列相浜田侯松平康

福、称周防守。沼津侯水野忠友、称出羽守。福山侯阿部正倫、称伊勢守。皆罷官就第。伏見城故留守小室侯小堀政方、称和泉守。有罪国除、幽于小田原侯大久保氏邸。郎中横田筑後守某、総計官松本伊豆守秀持、赤井越前守某等、皆奪職左降。浪華知昇青木楠五郎某、流于八丈島。此皆其尤顕者。初田党之盛也、与宮嬪贊御声援相結、表裏固寵。以故農牝頗恣、動輒乱政。至是忝然屏息云。迺諭百僚諸司、拳賢薦能、修文事講武備、而聘耆儒、旌孝義、請諫不行、言路漸開。「丁未六月、履商甚兵衛某、獻書伊奈氏。七月、牙兵植崎九八郎某、上書政府。並斥近日弊事、或進更革之方。言皆剴切、言路之通、寔創乎此」。於是中外肅清、藩鎮欽服。「米沢老侯上杉治憲、嘗以仁儉収民、聞于国。丁未九月、召之朝、褒賞賜衣焉。阿波老侯蜂須賀重喜、侈暴于政。召之不朝。戊申某月、命幽於其国。噫、二侯告老已久。而朝典黜陟、如是之嚴。於是諸藩疎然敬服」。是秋、諸州大有年。明年戊申夏、耒耜皆熟、秋禾亦穰。天下兆庶益安、而荒政之講不弛、權停諸侯享礼、緩外国聘期。「故事幕府嗣位之初、大国侯伯更享列相于藩邸以上寿焉。今慮列国疲弊不堪供億、伝諭姑舍之。又令对馬侯平義功、移書朝鮮国、緩其來聘之期云。賢相之謀国、忠愛藹惻、以撫諸侯舒民力為先務、率皆此類也」。是歲五月、公命執政定信、朝於京師。「今年正月、京城大火。皇居亦罹災。白川侯率新任京尹松平乘完、朝見洛東行在所云」。遂巡浪華。「召見儒生中井積善于客館、問道論学。優賜酒饌。積善賦詩奉謝。都下闢伝米之」及南都、謁伊勢神廟而還。又分遣八使于七道、巡檢風俗。於是懲驕僭、省冗費、除務場、輕力征、數令郡国酒家釀本。「用米止三分之一。且敕有司檢收釀具禁私釀」、以平穀價、勸農抑末、以防兼并、戒游惰、禁博、以杜奢橫之路云。寬政改元己酉春二月、公納元妃島津氏。「妃是薩摩侯源重豪之女。天明中、嘗迎養宮中而待年。至是成昏」。仍諭諸侯免朝賀獻物。以列国疲弊未復故也。更命諸州、各貯廩粟、預備不虞。「自庚戌至甲寅五年間、每一万石内、收粟五十石。別貯困倉、每年籍記以聞総計官」。且訪孝義良民及窮無告者与高年者、皆逐一登記上之。是歲十有一月、甘露降于東都。「城中前殿及東叡山瑩樹、其餘処々亦降云」。至今歲庚戌正月又降。列相西尾侯乘完獻文賀之。「称和泉守。秩六万石。自京兆尹軫陸列

相。吉田侯松平信明、称伊豆守。秩七万石。亦擢為相。二侯皆盛年、好文有声誉。於是政府諸卿悉得其人云。迺徵備臣頌章、因寓箴規焉。五月某日、命大学頭林信敬、博士柴野邦彦、岡田恕等、修学政禁異說「先是、徵柴氏于阿藩、為直学士、侍講論語。且命訳史為国鑑。每一篇成、輒進之。又擢岡氏于旗下、為朝請備員補講官、兼修新井君美所撰藩翰譜統編。皆已就緒。至是遂有此命。每月兩次、会弘文館、檢詳學生、肄業經義。專宗洛閩、厲禁輒近異学、以復祖宗旧制、擯斥浮華無行者數輩、以徵後云」。每一令下、知与不知、皆欽然感戴、響應景從「丁未六月已來、後先令輸、凡數百条。如減諸侯騶從貢獻、及停織錦繡、遏造奇玩、嚴整駢遞、以便行旅、棄捐宿債、以賑貧困、懲貪吏、戒姦牙、汰僧道之牒、損女閭之籍、不違枚舉。此皆抑奢教矜教養之事也。先時、東都頻多火災。又苦劫盜。市塵動輒荷担而立。兒女子不得夜行。迨新政行、稍々帖然。都人士皆高枕云。適值此歲豐登、物價稍平。寰宇霑化、泰運復興。輔治之功、位育之驗、于前世有光。於戲、亦不盛乎矣。友人姬井詰仲明纂苞桑錄、冢村崇子德述剝復祿、具記其顛末。余亦有休否録若干卷。聊充裨官之闕。又附諸騷客歌詩于其後、以為同志勸懲之資焉爾。敢謂擬大史採覽之用、待昭代陳觀之秋乎哉。

- (1) 引——⑧ナシ (2) 意次——⑩ルビ「ヨキツグ」、⑪ルビ「ヨキツク」 (3) 宮——④傍書「官力」 (4) 政——⑤「事」 (5) 意知——⑩・⑪ルビ「モトチカ」 (6) 秩——②「称」、④「称」龍頭「称二万石 秩二万石力」 (7) 訟——⑫「詔」 (8) 人——④「又」傍書「人力」 (9) 率——⑩・⑪「卒」 (10) 元——①・②・④・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫「正」 (11) 知——②「次」 (12) 雖事——⑫「事雖」 (13) 盛——⑩「成」 (14) 胡——①「故」 (15) 日——⑤「月」 (16) 因——①・②・④・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫「姻」 (17) 尤——⑩ナシ (18) 鄙——①・⑤・⑧・⑩・⑪「賤」 (19) 立——①「主」 (20) 餘——①・⑤・⑩ナシ (21) 求——⑫傍書「令力」 (22) 及——⑤・⑩「乃」 (23) 欣——①・②・④・⑤・⑦・⑧・⑨・⑩・⑪・⑫「折」 (24) 云——⑫「之」 (25) 閑——⑪「閑」 (26) 拯——②「極」、④「極」傍書「拯力」 (27) 斛——⑤「解」 (28) 二百三十夕——②

- 「二百二十三拾乃」、④「二百二十三拾乃」龍頭「二ノ字愆」、⑥「二百二十三拾乃」(29) 畿——⑪「幾」(30) 八——⑫「三」(31) 穀——④「穀」龍頭「穀ノ字穀カ」(32) 命——①・⑤・⑩・⑪「令」(33) 逐——⑧「遂」(34) 且——①「且」(35) 任——①「住」(36) 譏——⑥「議」、⑧「議」傍書「譏」(37) 訟——⑫「詔」(38) 續——⑩「蹟」(39) 愛——④「受」龍頭「受ノ字愛カ」(40) 位——②・④・⑫ナシ(41) 称——①ナシ(42) 寔——⑤「実」(43) 皆——⑩「皆皆」(44) 故常——①・⑤・⑧・⑩・⑪ナシ(45) 陞——⑤「階」、⑫「隆」(46) 秩——「全集本」…「佚」(誤刻)(47) 戊——⑤「戊」(48) 列——⑧「州」(49) 先——①・⑩・⑪ナシ(50) 傾——⑫「頎」(51) 輿——⑤「与」(52) 比——⑪「此」(53) 有——⑪ナシ(54) 祀——②「杞」、④「杞」龍頭「杞ノ字祀カ」(55) 直幸——⑩ルビ「ナヲヒテ」、⑪ルビ「ナヲヒデ」(56) 平——⑫「本」(57) 本——⑫「平」(58) 知——⑧「如」(59) 丈——①ナシ(60) 御——⑫「衛」(61) 故——①ナシ(62) 謁——①「謂」(63) 路——⑫「語」(64) 兵——⑧「共」(65) 治憲——②・④・⑫「憲治」(66) 焉——「全集本」…「馬」(誤刻)(67) 戊——⑧「戊」(68) 耒——①・⑧・⑪「来」(69) 愛——②・④「受」(70) 朝於——④・⑫「於朝」(71) 問——⑧「問」(72) 僭——①・⑩・⑪「惰」(73) 征——⑤・⑧「政」(74) 抑——⑤ナシ、⑥「抑」傍書「末」(75) 末——①・②・③・④・⑤・⑦・⑧・⑩・⑪・⑫ナシ(76) 戒——④「成」(77) 惰——⑫「隋」(78) 杜——⑧「私」(79) 氏——⑪ナシ(80) 待——⑤・⑩「侍」(81) 昏——⑦「婚」(82) 更——⑧「吏」(83) 困——⑧「国」(84) 山笠——⑤「宝」(85) 戊——⑤「戊」(86) 陞——⑤「階」(87) 侯——⑪「使」(88) 誉——⑩「举」(89) 大学頭林——⑥「林大学頭」(90) 旗——②・④・⑤・⑦・⑩・⑫「旌」(91) 此——⑥「是」(92) 次——④「以」傍書「次カ」(93) 弘文館——⑤「于弘文館」(94) 景——⑤・⑧・⑩「是」(95) 先——②・④・⑫「見」(96) 賑——⑪「振」(97) 枚——②「於」、④「於」龍頭「於ノ字枚カ」、⑫「牧」(98) 教——⑩・⑪「敬」(99) 塵——①・②・④・⑥・

- ⑦・⑩・⑫「慮」(100)立—⑪ナシ(101)稍—②「梢」、④「梢」鼈頭「梢ノ字稍カ」(102)都—⑤「者」(103)比—②・⑧「此」、④「此」傍書「比カ」(104)字—⑤「字」(105)復—⑤「後」(106)浴—④「浴」傍書「浴カ」、⑫「治」(107)家村—①・⑤「家林」、⑫「家村」(108)志—⑪「心」(109)爾—⑧「余」(110)謂—①・⑩「請」(111)観—⑫「勸」

【補説】

このたび寓目しえた『休否録』諸本のなかで、識語が記されているのは次の通りである。まず、「寛政丁巳初春 横溝恒拝書」と記されるのが②・④・⑥・⑫の四本、続いて「文化丁丑夏四月初八写于昌平学舎」と記されているのが⑧の一本で、ほかの諸本には記載はなかった。

菅茶山「題拙斎先生述感篇後」詩(『休否録』所収)には制作時期を示す「庚戌仲春」という文言があり、これによれば『休否録』は寛政二年の成立と考えられる。「寛政丁巳」は寛政九年(一七九七)であるから、『休否録』は遅くとも成立してから七年後には「横溝恒」によって書写されたことになる。

横溝恒(一七八一—一八三四)は、字を子久、俊輔と称した。菴里はその号である。西山拙斎最晩年の弟子で、拙斎歿後は広瀬蒙斎の推薦によって松平定信に謁見、その援助を受けて昌平饗に入り、古賀精里に師事した。学成って定信から仕官の誘いを受けたが、これを拒否して郷里で私塾の経営に専心した。その生き方は、終生地元の教育活動に従事した拙斎にならったものといえる。拙斎は寛政十年歿であるから、「寛政丁巳初春 横溝恒拝書」という識語は、横溝菴里が拙斎の私塾において『休否録』を筆写する機会に恵まれたことを意味しよう。

また、⑧静嘉堂文庫蔵本では「文化丁丑夏四月初八写于昌平学舎」と識語に見え、文化丁丑二年(一八〇五)には昌

平饗においても筆写されたことが知られる。けだし横溝菴里書写本が菴里の入門とともに昌平饗にもたらされたのであろう。それというのは、「寛政丁巳初春 横溝恒拜書」の識語を有する⑫二松学舎大学図書館蔵本は、「学問所」と印刷された用紙に書写されているからである。さらには、⑥宮内庁書陵部蔵本（「全集本」親本）には、「古心堂」という古賀侗庵の蔵書印が押され、同じく侗庵の著述に特徴的な柱刻に「愛月堂」と印字された用紙に筆写されている。やはり、古賀精里に師事した菴里が江戸行きに際して『休否録』を持参していたことをうかがわせる。このように『休否録』は文化年間には昌平饗周辺の知識人士の間においてもそれなりに行われていたのである。

その⑥宮内庁書陵部蔵本には、末尾に「眉山河通恭」という人物による「祭西山先生文」が記されている。これは『西山拙齋全集』においても紹介されているので、ここでは取り上げない。それだけでなくさらに本文途中にも貼紙による「河通恭」の書き入れが見えるが、こちらは『全集』未紹介であるから、次にその全文を掲げる。

此時祭酒林公、以弱冠故、総以学政委塾長関永一者。永一為井上伊織之子師。諂事伊織如犬彘。饗養無厭。故永一代林公撰碑文、極口放諛辭。嗚呼永一何為者。欲亮己之欲、乃嫁醜於師家、其罪大矣。以其無狀如此之甚也、寛政之初、削門人之籍。我恐世人不察其事、故故注数言云。河通恭。

この貼紙は「五月某日、命大学頭林信敬、博士柴野邦彦、岡田恕等、修学政禁異説」の上部余白に見える。内容から考えるに「但故大学頭林信敬撰参政碑文、極頌其父子盛徳。至曰天胡不仁、殲斯良人、識者嗤之」の上部に位置すべきものであるが、何らかの理由によって貼り間違えられたのであろう。

田沼意知を悼んだ碑文において、林鳳潭が田沼父子の盛徳を称えたことで、周囲の嘲笑を受けたと「休否録引」には

記されている。しかしながら、この貼紙によれば、その碑文は「関永一」が代筆したものだという。当時、鳳潭が年若であったので、関が昌平饗の学務を担っていたのである。しかも、関は田沼の家老井上伊織の子供を教育していたため、鳳潭の名を借りて、追従の言をほしきままにしたのであった。「河通恭」はこの貼紙によって鳳潭の冤を雪ごうとしたのである。

寛政はじめには破門されたという「関永一」とは何者であろうか。林家の入門簿である『升堂記』を繙けば、それらしい人物として関永一郎の名が見える。関永一郎は名を修齡なかつしといい、松窓と号した。伊藤半平の取次ぎによって寛延三年五月十七日に入門した。宝暦七年五月に松平大和守より儒者として召し出されたが、明和六年に致仕、その後、明和七年から天明七年まで昌平饗の都講を務めた。しかし、寛政二年六月「当賄有内意」として破門されているのである。